道路交通法の一部改正について



意識障害を伴う発作を起こす持病を有する者による重大事故の発生、無免許運転による重大事故の発生などの最近の交通情勢に鑑み、道路交通法の一部が改正されました。

(※施行日や規定の詳細については今後政令等で定められます。)



■ 一定の病気等に係る運転者対策

- 公安委員会による質問及び罰則の整備
- ① 運転免許取得及び更新希望者に対し、病状に関する必要な質問を行う
- ② 既に免許を取得している者に対しても必要があると認める時も同様
- ③ 質問に虚偽の回答をする行為については罰則を創設 ※1年以下の懲役または30万円以下の罰金
- 一定の病気等に該当すると診断した医師は、その者が免許保有者である場合は、公安委員会に診断結果を届け出ることができる(守秘義務に関する法律の規定を免除)
- 公安委員会は、事故当事者が上記一定の病気等に該当すると疑わしい場合は、免許の効力を停止することができる(3月を超えない範囲内)

■ 悪質・危険運転者対策

- ○無免許運転、その下命・容認及び免許証の不正取得の罰則引き上げ
- ○無免許運転幇助行為(車両提供行為及び同乗行為)の禁止及び罰則規定の整備



無免許	改正前	改正後
運転者	1年以下の懲役または 30万円以下の罰金	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
車両提供者	禁止規定なし (刑法の幇助罪を適用)	3年以下の懲役または 50万円以下の罰金
同乗者		2年以下の懲役または 30万円以下の罰金

■ 自転車利用者対策





交通に危険を及ぼす一定の行為(信号無視、しゃ断踏切立入等)を反復して行い、その者による危険な運転を防止するため必要があると認めるときは、自転車の運転者に対する講習受講命令

- ※講習の受講命令違反については罰則の創設(5万円以下の罰金)
- 自転車の制動装置にかかる検査及び応急措置命令等の規定の整備
- **自転車の通行方法に関する規定の整備** 軽車両の路側帯通行は、道路の左側部分に設けられた路側帯に限る(右側通行の禁止)

■ その他

〇 環状交差点の交通方法に関する規定の整備等